平成２４年（フ）第２６８号
愛知県一宮市開明字名古羅４番地１
債務者　喫茶モンブラン中島店こと　渡邉　市子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５７号
北海道空知郡南幌町北町３丁目１番８号
債務者　萬年　節子
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６５号
北海道岩見沢市美園５条８丁目５番４号
債務者　永沼　明子
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１２９号
茨城県土浦市右籾2926番地
債務者　秋山　　稔
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５７号
神奈川県厚木市長谷1216番地
債務者　神崎　　守
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３０号
神奈川県小田原市本町２丁目４番４―203号グラーテス・ワン、前住所神奈川県小田原市城山３丁目25番35号
債務者　山尾　博幸
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３３４号
愛知県知多市日長字穴田23番地
債務者　弓削　邦久
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１５２号
大阪府守口市南寺方東通３丁目７番４号
債務者　西野真由子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６９号
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目３番24号　ＬＮ堂ヶ芝ビル901
債務者　山南　恵美
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８７号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―1117号
債務者　福田　寛樹
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３１号
大阪府豊能郡能勢町柏原41番地の３、前住所大阪府茨木市太田２丁目４番１号
債務者　齋藤　　仁
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７９号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目21番24号　トシカワマンション27号
債務者　中村　　博
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３０号
大阪市住吉区苅田８丁目10番26号　コーポミヤド305号、事業所所在地大阪市住吉区住吉２―９―69　住吉個人タクシー協会内
債務者　福井タクシーこと　福井　　正
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４６号
大阪府八尾市渋川町５―６―25　レオパレスＹＡＯ116号室、住民票上の住所大阪府八尾市南植松町４丁目120番地の９
債務者　尾西　拓磨
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５６号
大阪市城東区諏訪２丁目14番34号
債務者　麻植誠三郎
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８６号
大阪市東成区中本５丁目９番９号
債務者　平瓦　陽子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３８号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番33号　第二コーポリーブル206
債務者　田邉　義博
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部